平成２３年（フ）第１４４号
千葉県柏市逆井藤ノ台５番地２　サンビレッジ藤ノ台Ｇ―201号
破産者　森本　隆義
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５５号
千葉県野田市清水458番地の12　サントビーヴィレッジ102
破産者　伊東　昌明
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１３６０２号
東京都港区六本木２丁目３番５号
破産者　ファンドスクェアージャパン合同会社
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５７１号
埼玉県川口市幸町１丁目８番33号
破産者　有限会社パーソクリエイション
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５７２号
埼玉県川口市幸町１丁目４番19号
破産者　株式会社ランドクリエイト
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５７３号
埼玉県川口市幸町１丁目５番21号
破産者　株式会社タウンエステート
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９９０号
東京都杉並区高井戸東２丁目25―16
破産者　稲生　達彦
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１８２号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社玉米
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１８３号
東京都渋谷区東２丁目12―17、開始決定時の住所東京都渋谷区渋谷３丁目１―15　ゾンネンハイム渋谷８階
破産者　黒田　邦男
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１８４号
東京都渋谷区東２丁目12―17、開始決定時の住所東京都渋谷区渋谷３丁目１―15　ゾンネンハイム渋谷８階
破産者　黒田　敏江
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６６号
東京都西東京市柳沢６丁目４番３―813号
破産者　原　不二男
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
長野県木曽郡王滝村211番地１
破産者　株式会社オーマック
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３０号
愛知県豊橋市西高師町字船渡39番地
破産者　有限会社イージェイボックス
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１２９９号
大阪府八尾市上之島町南１丁目10番地
破産者　株式会社大地
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４５号
大阪府門真市大字下馬伏２番24号
破産者　株式会社オーエム・シー
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３６３号
大阪府四條畷市大字下田原1326番地の２
破産者　有限会社アイデックス
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９１号
大阪市西区九条南４丁目28番９号
破産者　株式会社シモガイテ
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８８号
堺市北区大豆塚町２丁26番地
破産者　有限会社国年
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５４８８号
東京都品川区西五反田１丁目25番１号
破産者　株式会社大和住販
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４９０号
神奈川県横浜市港北区日吉本町１丁目６－３
破産者　志賀　優一
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２４５号
横浜市金沢区福浦１丁目12番地４
破産者　株式会社ビビッド
1　決定年月日　平成23年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部